

令和 3 年 度

第 3 回 浜松市建築審査会

会 議 録

令和 4 年 3 月 2 日

浜松市役所本庁・本館 8 階 第 3 委員会室

令和3年度 第3回 浜松市建築審査会 会議録

1 日 時 令和4年3月2日(水) 午前9時30分

2 場 所 浜松市役所本庁・本館8階 第3委員会室

3 次第及び審議結果

1. 開会

2. 議題

(1) 建築許可に係る同意について

・1年を超えて使用する仮設建築物の新築(展示場・事務所・物販店舗・通路)

審議結果 同意

3. その他報告等

(1) 建築基準法に基づく包括許可報告

(2) 次回開催予定連絡

4 出席者

*浜松市建築審査会	会 長	松本 直己
	委 員	寒竹 伸一
	委 員	藤村 有希子
	委 員	中野 江里香
	委 員	若杉 早苗
	委 員	河合 晴夫
*特定行政庁 建築行政課	建築行政課長	鈴木 成幸
	建築安全グループ長	相原 正浩
	建築安全グループ	伊藤 浩
	建築安全グループ	益田 晃宏
*関係人 観光・シティプロモーション課	家康プロジェクト推進グループ長	中村 浩康
	家康プロジェクト推進グループ	清水 将司
*事務局 建築行政課	建築行政課長補佐	大橋 直哉
	建築総務グループ長	金子 亮太

5 傍聴人

(報道関係者) 1名

(一般傍聴人) 2名

6 議事録

1. 開会

事務局 (配布資料の確認)

松本会長 只今より令和3年度第2回浜松市建築審査会を開会します。
本日は私を含め6名の委員が出席しているため、浜松市建築審査会条例第4条に基づき、本審査会は成立となります。
本日の議事録署名人は中野委員と寒竹委員にお願いします。
議事に入る前に、本審査会の会議公開について、委員の皆様にお諮りします。本会議を公開することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

松本会長 公開といたします。
続いて、傍聴人より報道の為の写真撮影及び音声録音に関する承認の申し出があった場合、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

松本会長 報道の為の写真撮影及び音声録音について承認します。

2. 議題

(1) 建築許可に係る同意について

- ・1年を超えて使用する仮設建築物の新築(展示場・事務所・物販店舗・通路)

松本会長 本日は、1年を超えて使用する仮設建築物の新築について審議します。それでは議題について事務局より説明をお願いします。

【説明】

審議物件の基本情報について説明

事務局 対象条項 建築基準法第85条第6項(仮設建築物)
計画概要 申請者 須山建設株式会社 取締役社長 須山雄造
申請敷地 浜松市中区元城町102-1
用途 展示場、事務所、物販店舗、通路
構造 鉄骨造、木造
階数 1
敷地面積 17,092.84 m²
建築面積 1,915.75 m²
延べ面積 1,563.98 m²
用途地域 第二種住居地域
防火地域 準防火地域

建築行政課長

処分庁の意見について説明

本申請建築物「大河ドラマ館」は、2023年大河ドラマ「どうする家康」放送を契機とし、徳川家康ゆかりの地「出世の街浜松」としての浜松市の魅力を発信し、観光誘客及び地域活性化を図るための施設です。

建築行政課長 放送期間を考慮した建築物の使用期間が1年を超えること、また、構造や防火上の安全が確保され適切な衛生設備が設置されており、計画敷地は浜松城公園東側の小学校跡地を利用し、敷地内に大きな空地を設けると共に、低層で周囲への配慮がされた計画となっているため、安全上、防火上及び衛生上、その他周囲の環境への支障が無く、公益上やむを得ない施設と判断し、許可の対象といたしました。

特定行政庁
(建築行政課)

資料に基づき、計画内容等について説明

(資料及び図面等に基づき、施設の存続期間、安全上、防火上、衛生上の配慮や公益性等について説明)

【審議】

- 松本会長 この件について、ご意見、ご質問等をお願いします。
- 中野委員 法第85条第6項では、国際的な規模の会議や競技会の用に供することその他の理由による仮設建築物を対象としているが、本件「大河ドラマ館」はこれに含まれるのか。
- 特定行政庁 大河ドラマは全国で放送され、また、海外からの誘客等も含め、非常に多くの来客を見込んでいるため、国際的な規模と判断している。
- 寒竹委員 事業主体（建築主）は、浜松市ではないのか。
- 関係人(観光CP課) 建築主に、設計、施工、撤去までを一括して委託しており、浜松市は建築された施設を使用させてもらい、運営する形式をとっているため、建築主は、須山建設としている。
- 寒竹委員 建設費は、建築主が負担するのか。
- 関係人(観光CP課) 業務委託として、市が負担することになる。
- 寒竹委員 図面では、バス停からの歩行者動線が示されているが、地域柄、車による来場者が多いと思われるため、駐車場からのアプローチを考慮すべきと思うが、駐車場はどこか。
- 関係人(観光CP課) 民間の駐車場を利用してもらう考えである。
- 寒竹委員 交通渋滞等による混雑が予想されるが、移動の安全性を判断する図面はないのか。
- 松本会長 北側にある浜松城公園の駐車場は使えないのか。
- 関係人(観光CP課) 浜松城公園の駐車場は、公園利用者のためのものであるため、大河ドラマ館に来られる方の駐車場としては想定していない。
車による来場者への対策としては、警備員による案内、誘導看板の設置、パンフレットの配布等により、民間駐車場へと誘導する考えである。
- 寒竹委員 大河ドラマ館の敷地内に関係者用の駐車場があるが、進入口が交差点に近くないか。また、お客様用としての利用を優先すべきではないか。
- 関係人(観光CP課) 敷地への進入口は、小学校であった時代から利用されているものである。また、敷地内にはスタッフの駐車場の確保に加え、大型資材の搬入等のためにも関係者駐車場が必要である。

特定行政庁	市としては、施策としても公共交通の活用を重要視しており、極力バスや徒歩での来場を促したい。大河ドラマ館に関する交通部会でも公共交通の利用を主軸に考えているが、民間駐車場との連携については、今後調整していく。
寒竹委員	当審査会での審査は、敷地内の審査だけではなく、周囲（交通環境や駐車場の配置等）も含めて判断すべきかどうかは別として、浜松市は、自動車の町でもあるので車によるアクセスについても円滑に対応できるよう努力してほしい。
若林委員	1日あたりの来場者数は何人程度見込んでいるのか。また、大勢の来場者の避難について、人流をどのように考えているのか。
特定行政庁	来場見込み数は、年間50万人、1日あたりでは平均約1400人を見込んでいる。災害時には、敷地中央の広場に避難が可能である。
寒竹委員	井伊直虎の時の大河ドラマ館への来場実績は78万人とのことだが、今回の施設は、立地的にもそれ以上の来場が見込まれるのではないかと判断している。
関係人(観光CP課)	井伊直虎の時は、コロナ禍の前であったが、今回は、新型コロナの影響もあり、50万人は妥当な見込みであると判断している。
寒竹委員・若杉委員	新型コロナ対策についてはどう考えるのか。施設がそれほど大きくないようだが、入場制限を課すだけなのか。
藤村委員	換気方式は、第1種換気にするのか。展示室には窓が少ないようだが、建築基準法は最低限の基準であるため、新型コロナ対策についての配慮として、十分な換気が確保できるよう換気設備を検討することが望ましい。
特定行政庁	天井を高く(H=4.5m)し、十分な排気対策を施す。換気設備については、できる限りの換気量を確保するよう事業者伝える。
松本会長	非常用照明器具や誘導灯は設置するのか。
特定行政庁	設置する。
河合委員	地盤改良は行うのか。
特定行政庁	行わない。もともと小学校の校舎のあった位置に建物を配置する。
寒竹委員	通路の構造材として、東京オリンピックで整備した施設の廃材を活用することだが、再利用木材は断面欠損や傷も多く、注意を要する。 また、通路の柱がデザインとして傾斜しているが、このようなデザインは通路幅が狭くなり、通行者が頭をぶつける恐れもあるのではないかと判断している。
特定行政庁	意見として、事業者伝える。
寒竹委員	内装制限の適用はあるのか。
特定行政庁	燃えにくい材質を用いることに配慮しているため、1年以内の仮設と同様に、適用除外として良いと判断している。
河合委員	建物の一部に（原色である）「赤」が使われているが、景観条例上の判断は問題ないか。
特定行政庁	景観に関する審査は適用外である。

寒竹委員 外壁を「黒」にした理由は何か。

関係人(観光CP課) 浜松城の外壁の色は「白」と「黒」であるが、浜松城の「黒」の部分に合わせている。

松本会長 その他にご意見、ご質問等が無ければ、同意してよろしいですか。
(異議なし)

松本会長 それでは本件につきましては、同意いたします。

3. その他報告等

(1) 建築基準法に基づく包括許可報告

事務局 前回の審査会(令和3年10月6日)以降、本日の審査会までの包括許可件数は、9件(建築行政課:8件、北部都市整備事務所:1件)であり、許可の内容はすべて接道許可に関するものです。

(2) 次回開催予定連絡

事務局 次回の開催予定は、4月13日(水)となります。以降の開催予定は、配布した予定表のとおりです。

建築審査会は通常、第1水曜日に開催していますが、4月及び5月については第2水曜日となっておりますのでご注意ください。

審議案件がある場合は、開催通知と資料を送付いたします。

松本会長 以上をもちまして、建築審査会を閉会いたします。

4. 閉会 午前10時45分